

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第16回）開催結果概要

### 1 日時

平成18年10月19日（木）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋吉仁美，井堀利宏，梶木壽，河合健司，仙田満，高橋宏志〔座長〕，  
中尾正信，前田裕司，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，中村慎総務局第一課長，吉崎佳弥総務局参事官，  
小林宏司民事局第一・三課長，稗田雅洋刑事局第一・三課長，  
早田尚貴行政局参事官，河原俊也家庭局第二課長

### 4 進行

#### （1）新委員の紹介

戸倉審議官から，梶木壽委員及び河合健司委員が紹介された。

#### （2）意見交換

##### ① 高裁控訴事件に関する統計的な分析について

小林民事局第一課長及び早田行政局参事官から，資料1に基づき，民事控訴審の終局区分と審理期間等との関係及び一審の審理期間と控訴審の審理期間との関係について説明がされ，稗田刑事局第一課長から，資料2に基づき，刑事控訴審における事実の取調べの実施状況について説明がされた。

（中尾委員）

資料1の図2を見ると，和解で解決したものの約60%が一回結審とある。前回の検討会で，一回結審の場合は判決までの間に何をやっているのかという議論があったが，控訴棄却の場合も和解の場合と一回結審の割合がほぼ同率であり，

恐らく、これは、期日前の進行協議で和解ができたか、あるいは、一回結審後、判決前に和解で解決したというものが、データとして表れているのだろう。そして、一回結審の半分程度は和解で解決しているのではないかという印象を持った。また別の切り口でデータを分析すれば、そのあたりのところがもう少し見えるのかもしれない。

(秋吉委員)

高裁で勤務する知人に、判決で結論が逆転するとき一回結審で終結する場合にはどのようにやっているのか聞いたところ、あくまで、その知り合いが経験した内容なのだが、東京高裁では、早期に第1回期日を指定する早期第1回期日指定型のところと、和解・進行協議先行型、つまり、第1回期日の指定前に、和解や進行協議をするところに分かれるらしい。

和解・進行協議先行型では、和解や進行協議の手続の中で、問題点の指摘やある程度の心証開示をした上で、討論を重ね、共通認識を持った上で、第1回期日が指定されているのが実情であり、仮に結論が逆転するとしても、逆転される側の不意打ちになることはないだろうという話だった。また、もう一方の早期第1回期日指定型でも、まず弁論期日を開いた上で、結論が変わる場合は、やはり何らかの形で意見聴取の機会を与えているようだとのことだった。

その話を聞いて図2を見ると、「判決（棄却以外）」でも確かに約65%について2回目以降の期日指定がなされているほか、期日が1回だけというものの中には、恐らく、先ほど申し上げた和解・進行協議先行型が入っているのだろうと思う。また、図1、図2を比べると、終局区分が「判決（棄却）」は、期日回数が1.9回で審理期間が6.4月であるのに対して、「判決（棄却以外）」は、期日回数が3.2回、審理期間が9.4月かかっていることから、やはり、弁論期日以外で色々やっていることが、ある程度は読み取れるのだろう。

どちらかといえば、早期第1回期日指定型でやっている部が多いそうだが、その場合も、結論が変わるときはもう一度期日を指定したり、あるいは、和解の中で話を聞くなど、すぐに判決ということは余りやっていないという話だったので、そうであれば、この弁論期日の中には表われていないような形で、今、中尾委員

がおっしゃったように、いろいろな納得のための手続が行われているのではないかと感じた。

(前田委員)

和解先行型というのは余り経験がないのだが、割合などは聞いておられるか。

(秋吉委員)

どちらかといえば、第1回期日指定型の方が東京高裁でも多いただろうとは言っていたが、割合までは分からないとのことだった。

(中尾委員)

年によっても違うようだ。2, 3年前までは、かなりの事件で進行協議をしており、そこで実質的な話し合いなどをしていたのだが、ここ1年は、期日を先に入れて判決までの間に和解を試みるやり方に変わってきているような感じがする。

(秋吉委員)

人証をどんなときに調べているのかも聞いてみたが、その人の話によると、結論が微妙なとき、人証を調べることによって結論が変わるかもしれないというときは大体調べているとのことだった。一方、一審のように、結論は大筋で見えているが当事者の納得のために聞くということは、余りやっていないのではないかという話だった。一審の裁判官から見ると、控訴審でもう一度聞き直すという制度よりは、やはり控訴審では結論が微妙で人証調べの結果によっては結論を変更するかもしれないときにだけ聞くようにした方が、一審の充実という面では、大きな効果があると思う。

(山本委員)

控訴審では、新しい人を尋問することはほとんどないという理解でよいか。

(秋吉委員)

一審で調べていない人がいるので控訴審で調べるという場合も、一定程度は含まれているとは言っていたが、その割合がどのくらいかは分からない。

(中尾委員)

図5, 図10に関してだが、図の一番上の一審審理期間が「6月以内」のものというのは、争点が簡単であり、一審も早く結審して控訴審に移るので、図のよ

うな結果になることは理解できるが、一審審理期間が「1年以内」から「3年以内」程度のものは、一審でそれなりの調べが終われば控訴審では比較的早い段階で判断できるのだから、控訴審審理期間分布は同じ形になるだろうと思っていたので、この図のように、一審審理期間の長さに対応してきれいに控訴審審理期間が長くなるというのは意外だった。これまでのヒアリングなどでも出ているが、当事者等の訴訟関係者が努力をしていろいろなことをやっても、結局は、その事件の特性や属性に帰着する部分が核心としてあって、それが非常に重く複雑なものは、控訴審でも長くかかるのだろうという感想を持った。

(梶木委員)

一審で長くかかるものは、証拠の数、書類の数が多く、争点も多い事案であることから、控訴審でも争点がそのまま残っているなどして、相対的に長くかかるだろうから、一審の長さで控訴審の長さがある程度関連するというのは納得できるが、図5を見ると、数は少ないが、一審が6か月以内で終局しているにもかかわらず、控訴審終局までに時間がかかっているものがあり、これが一番問題ではないかと思った。争点も証拠の数も少ないために早く一審が終わったはずなのに、控訴審での審理期間が1年から2年もかかっているのは、なぜだろうか。

(戸倉審議官)

例えば、一審は欠席判決で終わったものや、一審での審理が尽くされていないために控訴審で一からやり直すものなど、事案によっては審理期間がかかるものもあるだろう。

(前田委員)

当事者の訴訟活動によっても影響を受けるのだろう。

(井堀委員)

図5を見ると、難しい事件ほど長くかかり、それが一審、控訴審とも相関関係にあるというのは、事件の性質からも仕方がないので、ある意味では、訴訟上のやり方を工夫しても限界があることを間接的に示しているのではないか。ある程度ばらばらであれば、事件の性質以外に訴訟の期間を決定する要因があり、うまくそこを直すともう少し短くできる余地があるかとも思うが、かなり相関関係が

あるとすると、ある意味、現状はそれなりにきちんとやっているが、事件の性質により長引いているということであり、ある程度は仕方ないのではないか。

(小林民事局第一課長)

今の点については、前回提出させていただいた資料などでも、やはり、医療関係訴訟、建築関係訴訟など、一審でもかなり骨のある訴訟については、控訴審でも時間がかかるという傾向が出ているので、そのあたりの一つの裏付けになっているのだろう。

(河合委員)

高裁の刑事事件の場合は、例えば1万ページを超えるような事件であれば、読み込みや記録検討だけでも1年程度かかってしまうものもある。長期間かかった事件はそれだけ記録が厚くなっており、そういった事件の控訴審審理期間が長くなるのは、ある程度仕方ないのではないかと思う。

(井堀委員)

最高裁に上告される事件との関係はどうなっているのだろうか。つまり、控訴審段階でお互い納得しているケースと不満を持っているケースとでは、どの程度審理期間に影響があるのだろうか。事件が複雑かどうか審理期間に影響するのであれば、その事件の複雑さを表す1つの代理変数として、高裁で決着している割合が少し低いのではないかと思うので、最高裁への上告事件数として表れていないだろうか。控訴審で長い事件が、高裁で決着してお互い納得しているかどうかという点を知りたい。

(高橋座長)

控訴審で長い事件ほど上告率が高いといった相関関係はあるのだろうか。

(中尾委員)

その辺りは、私もちょっと関心があったので、上告事件数などを調べてみたのだが、上告事件数は、2,000件弱でほとんど件数に変化がなく、上告受理事件が急激に増えているという感じがする。恐らくその相関関係というのも、かなり難しいかもしれない。

(小林民事局第一課長)

平成10年に施行された民事訴訟法で、上告についての制度が改正されたこととどう関連があるのかは、私どもも見極めかねているところだが、上告事件数は、改正法施行前は年間約3,000件程度だったのが、改正法施行後はやや落ちている。他方、上告受理事件は、まだ制度として十分に認知される前の平成10年や11年ころはそれほど多くなかったのだが、中尾委員のご指摘のとおり、最近はずっと伸びてきており、今では、上告と同じか、やや上回る程度である。しかし、これが、不満が増えたためなのか、それとも、ある程度制度として認知されてきたためなのかは、もう少し分析の余地があるかと思う。

(山本委員)

上告は、大抵の場合、上告受理と併せてするだろう。今の話は、両方しているのを1件ずつと数えているということか。絶対数ではどうなのか。

(高橋座長)

一本化した上告の数で数えると、変わらないのだろうか。

(小林民事局第一課長)

両方申し立てたものと、上告だけのものと、上告受理だけのものという形で分けると、トータルとしての不服申立ての数というものが出てくるかもしれない。

(前田委員)

刑事事件の控訴審における事実の取調べは減っているのではないかと思っていたが、資料2の図3を見ると、統計上は必ずしもそうではないのは、意外であった。さらに内実を検討する必要があると思う。

## ② 民事訴訟に関するヒアリング調査の結果概要等について

吉崎総務局参事官から、資料3に基づき、地裁第一審民事訴訟事件に関するヒアリング調査の結果概要等について説明がされた。

(仙田委員)

建築関係訴訟についてだが、各ヒアリング結果を見ると、専門家や専門情報へのアクセスが困難とあり、建築学会が2000年から裁判所への支援組織として立ち上げた司法支援建築会議が、余り機能していないのではないかと心配になった。東京や大阪といった大都市圏は別として、地方では、鑑定人や調停委員など

に対する要請について、アクセスがうまくいっていないのかもしれないが、そのあたりはどうだろうか。

(小林民事局第一課長)

建築士の方々には、地方でも、従前から調停委員という形でかかわっていただいている例が多いという認識だったので、アクセスが難しいというのは意外な結果だった。特に、支部などでは、層としての建築士の方々を十分に確保できていない地域が今でもあるのかもしれない。

(仙田委員)

システムとしてはできているはずなのだが、利用されていないという感じがする。もう少し利用していただくようなシステムが必要ではないか。

もう1つは、契約書がないことが問題である。やはり、建築関係訴訟は、当事者が建築士という国家が認定している資格者であることから、きちんと契約をし、業務を書面化していくように改善すれば、審理期間の縮小にもかなり寄与し、審理運営もスムーズに行えるのではないかと考えている。

契約の書面義務化は、本来は、建築確認申請時に契約書の写し添付を義務付けるなど行政的に行うべき施策であろうが、裁判所からも契約書の重要性を発信してほしい。

また、本来は、大学の教育課程に契約や訴訟行為関係のカリキュラムを組み込むなど、建築士養成の教育の現場から意識を変える必要があると考えている。

(中尾委員)

資料3の地区別ヒアリングのまとめとして資料3-12を出していただいたが、こういう形で安心した。1回目の報告書では、長期化要因については、事件の性質・内容に内在する要因、当事者に関する要因、裁判所に関する要因と分類しており、そういう分け方も1つの整理の仕方だとは思いますが、今回のヒアリングの結果から、それぞれ個別の振り分けによってさらに細かい項目を立てて長期化の要因を断定するのは、なかなか難しいだろうと思っていた。特に事件の属性については、専門的なメカニズムの解明を要する難解な事件は当然長期化の要因になり得るという仮説はいいと思うが、例えば、資料3-2の項目2の「訴訟関係者の

活動や態勢その他に関する情報」は弁護士の態勢問題であり、これが不十分であれば長期化の要因になり得るということはそのとおりののだが、これは訴訟事件すべてに共通する一般的な現象であろう。こういった、特に長期化要因として語られたものではない、一般的な実情に関する発言までもが長期化の要因だとされると、ヒアリング結果とまとめがかい離しないか危ぐしていたが、資料3-12のようなまとめ方であれば、特に意見はない。

ただ、弁護士がかなり多忙だということはもちろんだが、裁判所もやはり多忙ではないか。特に支部では、裁判官がてん補や兼任をされている場合が多くあり、恐らく忙しいことは間違いないと思う。

忙しいからどうだという結論を導き出すことはなかなか難しいのだが、例えば資料3-11の表を見ると、ほとんどが全地裁の平均値に近い数字になっていることからすると、繁忙度が審理の長期化の要因になっていると断定まではできない。ただ、忙しい中で雑務に追われて余裕がないということであれば、恐らく充実という点には影響を与えているのだろう。裁判所も忙しい、弁護士も忙しい、そうすると、なれ合いとまでは言わないが、緊張感もなく、流れに任せて事件を処理しているのであれば問題だろう。充実という違う側面からヒアリングをすることも必要だろうと若干感じた。

(山本委員)

私も、何件かヒアリングに参加させていただいたが、長期化の要因となる事情は本当に多様であり、しかも、それらが相互に複雑に関連し合っていて、何が原因で何が結果なのかは、なかなか整理できないものだと感じた。ただし、将来何らかの対策を立てるためには、長期化の要因となる事情を整理する作業が、まず前提として必要だろう。そして、現在はその最初の段階にあるので、長期化要因と思われるものを、長期化との因果関係が明確に認められるものや、他の色々な事情と相まって長期化の要因となり得るようなものなど、色々なレベルのものがあるとは思いますが、できるだけ、網羅的に挙げていくことが重要だろうと感じた。

また、今回のヒアリングは、基本的に裁判所からの視点に基づくものなので、これがまた代理人の目から見ればやや違った風景に見えているのだろうし、さら

に、当事者本人の目から見ればまた違った風景が見えてくるのではないかと思われるので、そういう意味では、私もこのヒアリングだけで長期化の要因となり得るような事情が網羅されたとは思わないし、まだ違う問題があるだろうと思う。ヒアリングの際には、代理人と当事者本人との間にも長期化の要因となる問題がいろいろとありそうだという印象を受けたが、それはやはり、なかなか裁判所からは直接は見えない部分なので、このヒアリング結果にも直接は表れていない。

そういう意味で、今後の進め方というのは難しいだろうが、できるだけいろいろな要因が網羅的に挙げられるような、そして、いろいろな立場から見た要因というものが網羅できるような形になれば非常に良いと思っている。

(戸倉審議官)

山本委員のご指摘のとおりである。弁護士側からの事情を弁護士会から情報提供してもらえればありがたい。例えば、期日間隔として1か月必要と言われて久しいが、期日間に当事者と弁護士との間でどんなやりとりが必要で、そのためには本来はどの程度の期間が必要かというのは、裁判所からは見えにくい。その辺りは弁護士から見た事情というものがあるだろうから、長期化要因について、裁判官の目で見たものと弁護士側の事情とが、かみ合う形での資料が出せると、次の報告書も実体に即したものになるのではないかという感想を持った。

(中尾委員)

期日間準備には、依頼者に相手側から出された主張等を検討してもらい、その反論方針を代理人と依頼者とで打ち合せた上、整理した反論書面を依頼者に確認してもらおうというサイクルが必要であり、このやりとりに必要な期間というものは当然あるだろう。そうすると、期日間隔が1か月必要かということは、これまでも長らく議論がされてきたことではあるが、逆に言えば、ここ数十年來、全国的に普及していることであるから、一定の合理性はあるのだろうと思う。また、日弁連でも、年内に11支部の調査をして現地ヒアリングを行う予定であり、来年の1月にはまとめたものを出したいと思っている。検討会で弁護士に対するヒアリングを行うのであれば、弁護士、日弁連としても協力したい。

(仙田委員)

建築学会でも、調停委員や鑑定人を推薦している立場から、推薦を受けた者達からの裁判に対する意見等を出していければと思っている。

(秋吉委員)

資料3-12のような類型別の視点も必要だろうが、別の視点で整理すると、長期化する事件のタイプは、事実が複雑な事件、証拠収集が困難な事件、専門性のある事件というように大きく分かれているのだろう。そして、証拠収集と争点整理には、証拠がないと良い争点が浮き彫りにならないという関係があるから、証拠収集をどうするかという話がやはり出てくるだろう。その証拠収集に関して、当事者の手元にはないがどこかにあるもの、全然どこにも存在しないもの、あるかないかが不明で探しているうちに時間がかかってしまうものと、いろいろなパターンがあるのだろうと思う。そして、将来的には、この点に関する制度基盤づくりにこの委員会で何か提案ができればという思いがある。実務家としては、もっと早くこの証拠が出ればよかったのと思うことがあるので、この仕組みを利用すれば早く手に入ったはずだとか、ここに問い合わせれば証拠の存否が分かったはずだという視点で、遅延の理由が分析できればよいと思う。前回の検討会で話題に上がったが、交通事故の状況を撮影したビデオなどは、あるのであれば早く手元に入るような手段がもう少し充実していれば、事実の整理も早くできるのではないかという印象を持った。

(戸倉審議官)

仙田委員にお尋ねするが、各地を回ると、建築関係訴訟では、契約書がないケースや実体と違うケースが現にあるのだが、契約を書面化しない具体的な理由、あるいは、書面化すると建築業界として何か問題が生じるような事情があるのか。

(仙田委員)

それはないと思う。今の建築法制は、昭和25年という戦後復興時に政策的に作られたものが、改正されずに今日まで続いたものである。当時は、契約書をきちんと交わして資格者の責任や対価を明示するという考え方はなく、図面や契約書なしで建築することが多かったのだが、現代では、こういった建築形態は少なくなっており、契約を書面化しても特に問題になることはないと思う。

(前田委員)

建築業界では、設計と施工が同じ業者という点に問題があるのではないか。

(仙田委員)

設計者と施工者とは対立関係にあり、同じ業者内でも担当が分かれているのだから、役割分担して責任を明確にすることは可能であり、グローバル化の観点からもそのような方向に変えていく必要があるとは考えている。

(高橋座長)

弁護士サイドに対してもヒアリングをしてみてもどうかという意見があったが、どうお考えか。

(中尾委員)

柔軟に、より良い方法でやっていただければと思う。

(戸倉審議官)

今なお、地域間で審理に対する姿勢にばらつきがあるように感じるので、弁護士側の審理進行に対する意識や弁護士と当事者間の問題点を何らかの形で示すことができれば、今後報告書の作成にあたり、今回のヒアリングの結果もいきてくるのではないかと感じている。

(中尾委員)

弁護士のヒアリングはぜひやっていただきたい。資料3では、審理の進行に関して弁護士側が消極的なように書かれているが、弁護士側が一番価値観を置くのは事件の妥当な解決であり、それに比べると審理期間の短縮はやや劣る。この価値観の違いがヒアリングで出るのではないか。

(戸倉審議官)

価値観の相違というのはちょっと誤解があり、裁判所も、妥当で迅速という価値観を前提にしている。要は、期日間準備に通常よりも時間がかかる場合には何か理由があるのだろうから、その理由を示してほしいというものであり、決してスピード優先の意識はないし、また、時間がかかること自体を問題とするつもりもない。ただ、時間がかかる理由が分からないと、何が問題点なのかも分からない。

(井堀委員)

もし可能ならば、事件の終了した当事者側に対するヒアリングを実施して訴訟の満足度を調査してはいかがか。審理の迅速化と当事者の満足度の相関関係を出すことができるのではないか。

(戸倉審議官)

実は、今、法律学者などを中心とする「民事訴訟制度研究会」が訴訟当事者の満足度調査をしており、裁判所も当事者情報の提供という形で協力している。この研究会には山本委員も参加されているが、井堀委員ご指摘の点は、この調査である程度明らかになることが期待される。

(山本委員)

アンケートはほぼ回収を終了しており、分析は年内から年明けくらいにはできるのではないか。機会があればご紹介させていただきたい。

(戸倉審議官)

今、井堀委員がおっしゃった当事者の意識に関して、ヒアリング結果を見ると、裁判官から見ても、弁護士、代理人が急いでいる印象はなく、その限りでは当事者も納得しておられるという気もしなくもないのだが、裁判所側からは、当事者と代理人との間で進行に対して実際にはどんなやりとりがされているかが見えないため、その点に不安を持っている。しかし、裁判所からそこを直接聞くのは難しい。

(前田委員)

弁護士会が当事者に対してヒアリングを実施すると客観的なデータとずれるおそれもあり、このような調査は、学者の立場からやっていただければと思う。

(河合委員)

当事者にも地域性があるって弁護士のご苦労も地域によってまた違うのではないかと思うので、各地域の実情を調べることには意味があるのではないかと感じている。

(戸倉審議官)

弁護士側の意見を聞くべきという点で意見は一致しているので、手法などは、

我々と弁護士会とで相談をさせていただきながら検討をさせていただきたい。

(3) 今後の予定について

次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第17回 平成18年12月5日(火) 午前10時から正午まで

第18回 平成19年1月31日(水) 午前10時から正午まで

(以 上)